

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本件改正案には賛成であるが、A T Mを利用する直前に画面等に消費税分値上げされた利用料を表示しなければならないこととすべきである。</p> <p>仮にこの点を譲るとしても、借主に対し、利用明細、返済督促、利用の勧誘等が交付される機会を用いて利用料が消費税分値上げされる旨を通知しなければならないこととすべきである。</p>	<p>本件改正は、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げは国民に広く知られた事柄であり、当該消費税率引上げ分に相当する A T M 利用料の変更について、契約締結時交付書面に係る重要な記載事項の変更として改めて書面の交付により周知する必要性は乏しいと考えられることから、当該書面の交付を要しないものとする措置を講ずることとしたものです。</p> <p>しかしながら、A T M 利用料の変更については、御指摘のとおり、例えばホームページや A T M の画面表示を通じる等、何らかの形で契約者に対して明示されることが望ましいと考えており、貸金業者その他の金融機関に別途この旨を要請することとしています。</p>
2	<p>本改正案では、保証契約に関する保証人への書面交付の特例措置（第十三条第七項第一号イ）も講ずることとされている。これは、第十二条の二第五項第六号「保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項」として、保証人が貸金業者へ A T M を使用した送金をする際の送金手数料等が記載されていることを前提としていると思われるが、当該送金手数料等は貸金業者ではなく、仕向け側の金融機関等が収受するものであることから、第十三条第七項第一号イに関する特例措置は必要ないと考えられる。</p>	<p>御指摘を踏まえ検討した結果、保証人に対する契約締結時交付書面の記載等の実態に照らし、今回、第 13 条第 7 項第 1 号イに関する特例措置を設ける必要はないと判断されたことから、御指摘のとおり当該改正は行わないこととしました。</p>
3	<p>証券会社が、金融商品取引業等に関する内閣府令第 65 条第 2 号ハに基づいて行う金銭の貸付（たとえば A T M を利用した M R F の解約に伴うキャッシング）は、貸金業法に基づかない金銭の貸付にあたるため、同法第 17 条に規定する契約締結時交付書面の交付をそもそも要しないものであり、本貸金業法施行規則附則第 5 項における特例措置の対象でもないことを確認したい。</p>	<p>金融商品取引法第 35 条第 1 項第 3 号に規定する顧客から保護預りをしている有価証券を担保として金融商品取引業者が行う金銭の貸付けは、貸金業から除外される貸付けを定めた貸金業法第 2 条第 1 項第 2 号に該当し、貸金業に当たらないことから、貴見のとおりと考えられます。</p>